



# あなたの職場は大丈夫？



## ～事例の共有と職場点検で、さらなる災害の発生を断ち切る！～

東京で働く地方公務員の皆さん、日夜、都民のための大切な公務への取組、お疲れ様です。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、3年にも及んでいます。それぞれの自治体で、医療・保健部門の職員はもとより、あらゆる部門の皆さんが全力で取り組んでくださっていることに、感謝いたします。

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が安心して職務に精励できるよう、公務上の災害や通勤による災害に対して、その損害を補填するセーフティネットとしての性格を持っています。

地方公務員災害補償基金東京都支部では、東京都各局、警視庁、東京消防庁、区市町村などの任命権者と協力して、公務災害・通勤災害の迅速かつ公正な補償を行い、さらには災害の発生自体を未然に防止するための「公務災害防止事業」にも取り組んでおります。

職員が公務遂行により災害に遭うことは、職員自身やご家族の生活を脅かすばかりでなく、職場にも大きな損失となります。

それぞれの自治体・職場での災害防止に向けた取組が、何よりも重要です。実際に発生した事例やヒヤリ・ハット事例を共有し、職場の不断の改善と意識啓発に繋げましょう。このパンフレットを活用し、職員一人ひとり、各自治体・各職場で、安全・安心な職場づくりを進めることで、東京の輝く未来に向けて、皆さんがその能力を大いに発揮してくれることを期待しています。



地方公務員災害補償基金東京都支部長 小池百合子

### 目次

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| ■ 公務（通勤）災害の発生状況 .....         | p2     |
| ■ 公務災害発生の背景・原因・対応策 .....      | p3 ～ 5 |
| ■ 令和4年度の事例から学ぶ .....          | p6     |
| ■ 基金都支部から各団体の皆様へのお願い .....    | p7     |
| ■ 公務（通勤）災害の請求にあたっての留意事項 ..... | p8     |

# 公務（通勤）災害の発生状況

地方公務員災害補償基金東京都支部は、東京都（警視庁・東京消防庁を含む）、特別区、市町村をはじめとする 100 団体、約 27 万人の常勤の地方公務員を対象として、公務災害や通勤災害の認定、療養補償や休業補償等の決定、不服申立てに係る審査事務を行っている組織です。

- 令和 3 年度の公務災害の認定事由をみると、負傷（ケガ）によるものが圧倒的に多く、また、負傷事例の 85%（全体の 3/4）は、「通常の職務遂行中」に発生しています。警察や消防の現場や訓練中の事故など、完全に防ぐことは難しい職場もありますが、公務（通勤）災害の多くは、職員や管理監督者の日常の災害防止に向けた意識と注意行動により、発生を少しでも抑制する余地のあるものと考えます。
- また、疾病においては、特に近年、精神疾患による事例が増加傾向にあり、その中には、公務に起因するのか否か判断が難しい事例も少なくありません。

図 1 令和 3 年度 公務災害認定割合

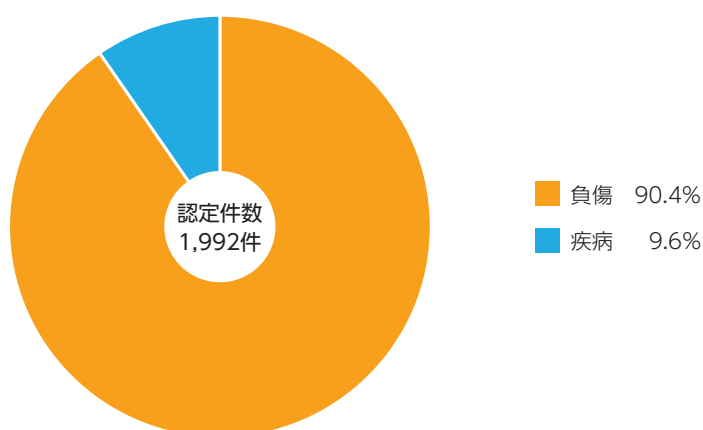
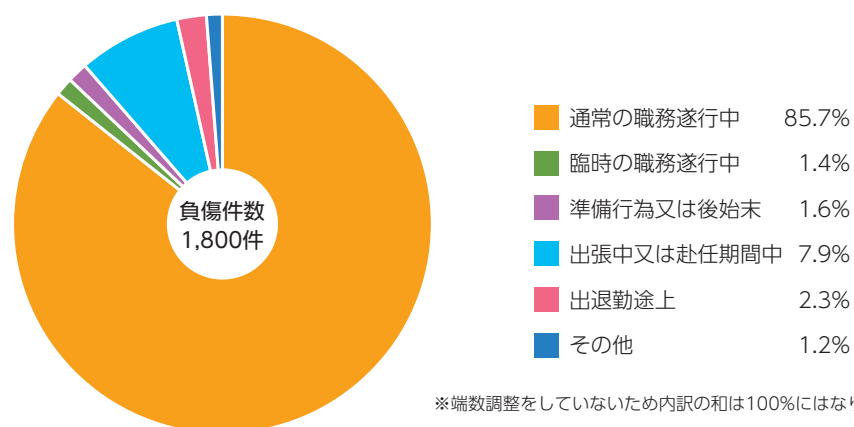


図 2 令和 3 年度 負傷発生状況割合



※端数調整をしていないため内訳の和は100%にはなりません。

# 公務災害発生の背景・原因・対応策

基金都支部が取り扱っている事例は多種多様ですが、災害や事故の発生状況をみると、公務（通勤）災害が起きた職場には一定の共通した背景や原因がみられます（注：以下の **よくある事例** は、個々のケースにより必ずしも公務（通勤）災害に認定されるとは限りません）。

## 職員の勤務形態が不規則・多様である

### よくある事例（交代制・土日・早朝深夜勤務）

- 平日以外の土日の長時間作業が負担となり、事故による負傷につながった。
- 深夜勤務が終了した勤務明けに、自宅への退勤途上、駅で転倒し負傷した。

▶▶▶ 一般の行政職員と異なる勤務形態がある職場では職員の勤務が不規則になり、通常の職務遂行中だけでなく、出退勤途上での事故なども発生しやすくなります。日常から、自分の身体の状態を観察し、少しでも違和感がある場合には、重篤化する前に、専門医に診てもらうことが必要です。

### 管理監督者の方へ

公務災害が発生、職員の休業が生じ、交代制勤務のローテーションが組みにくくなるなどの事態にならないよう、日頃から職員の様子を観察したり、職員への声掛けを行い、公務災害の発生を未然に防ぐようにしてください。

## 恒常的な長時間労働、イベント・出張等業務の過重負荷がある

### よくある事例

- 長時間労働が重なり、注意力低下により備品を取り落とし受傷してしまった。
- 想定外の出来事により住民対応の業務が発生し、対応に苦慮した末に PTSD（心的外傷後ストレス障害）となった。

▶▶▶ 職員の長時間労働や業務の過重負荷がある場合は、心身にわたり事故が発生しやすくなります。中には、公私の生活に影響を及ぼすような障害が残る重大な事例も発生しています。

### 管理監督者の方へ

日頃から、一人ひとりの業務状況や労働時間の把握はもとより、職員の健康状態を意識的に把握するとともに、上司による柔軟な職員配置や事務分担の見直しなどにより業務を軽減したり、制度に基づく長時間労働者に対する産業医の面談などを漏れなく行い、災害の発生を未然に防ぐ取組が重要です。

また、相談しやすい職場環境づくりのため、管理監督者の日頃の職員への接し方や態度・雰囲気がとても重要です。特に異動による転入職員、事務分担が変わった職員等に対する助言やアドバイスは、管理監督者の方からも積極的に行いましょう。

さらに、屋外でのイベントを実施する場合の熱中症対策や、地震・台風等発生時の避難所設営時など特殊な公務の際の安全配慮も極めて重要です。

## 通勤や出張でのバイク・自転車使用が多い

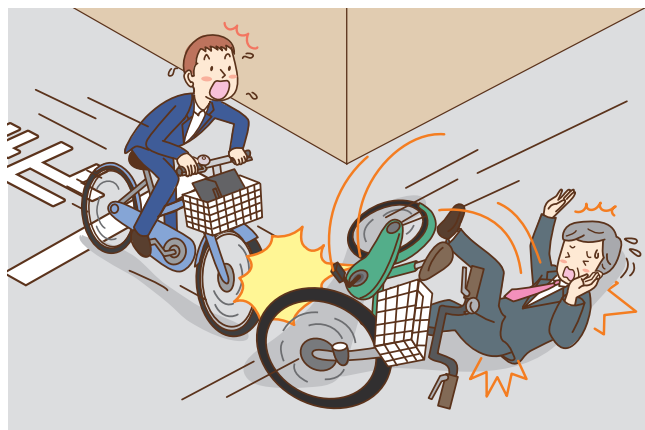
### よくある事例

- 自転車で車道から歩道に移り移る際、ハンドル操作を誤り転倒し、頭を打った。
- 前夜から降った雪が残る中で自転車を通勤に使用し、道路で滑って骨折した。

▶▶▶ 通勤や日常の業務で交通用具（特に自転車利用）での事故が多くみられます。中には、交通ルールを順守しなかったために事故につながる事例も散見されます。また、50歳代の職員が毎日片道1時間以上かけて通勤し、事故にあい、長期間の休業を要する事例も発生しています。必要に応じ、自分の年齢や体力を見極め、長時間の自転車通勤を見直すことも検討してください。

### 管理監督者の方へ

上記の観点も含め、通勤や出張の際の自転車等交通用具使用者に対し、使用法や交通ルール順守についての注意喚起を、繰り返し行いましょう。



## ハラスメントなど職場でトラブルがある

### よくある事例

- 上司等から人格を否定されるような言動をとられ、通常の勤務ができなくなった。
- 仕事の失敗について他者から一方的に非難や嫌がらせを受けうつ病を発症した。
- 仕事の進め方や業務分担をめぐって組織内で対立が生じ、特定の個人へ業務の集中を招く結果となり、担当する職員が適応障害となった。

### 管理監督者の方へ

いわゆる職場でのパワハラや職場の人間関係のトラブルが原因であるとする、精神疾患の公務災害申請事例が見られます。業務上の指導と、相手の人格を否定するような言動は別であるという、パワハラの基本認識はもとより、どんなに多忙でも、日頃から、上司や同僚が円滑にコミュニケーションを図り、協力できる職場環境を構築するとともに、職員からのパワハラに関する相談は、時を惜しまず、真摯に受け止めることが大切です。



※ ハラスメントが生じた際には、各任命権者が設置している相談窓口をご活用ください。



## 仕事で車両・機械や工具・器具を使用する機会が多くある

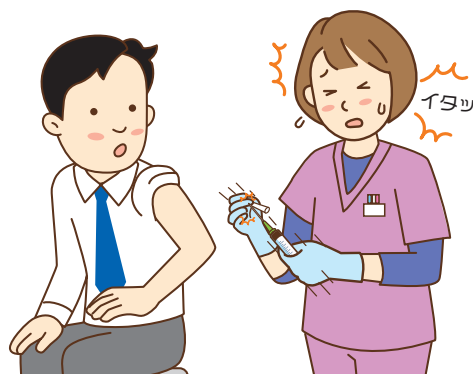
### よくある事例

- 医師の補助をしていた新任の看護師が、誤って注射針により手指を受傷した。
- 清掃車両での作業中、機械の操作を誤ったため、右手を巻き込まれた。
- カートの底に残ったゴミを体を伸ばして取ろうとして、腰を捻挫した。
- 会議資料の片付けで大型裁断機を使用する際、使用方法を誤って指を切傷した。

▶▶▶ 病院等の職場では、日常業務の作業手順について定期的に実地研修することが重要です。その他の職場でも、電気器具を使用する際など安全な取扱いを確認すること、また、危険を伴う作業を行う際は事前に安全を確認することが必要です。

### 管理監督者の方へ

職場によっては、専門性が高く実務的な観点から、現場や職員に任せきりにしてしまう場合があります。管理監督者が、客観的な視点を持って、一つ一つの作業工程を確認し、安全性に懸念を持ったときには、躊躇せず指摘してください。



## 施設・設備に事故の原因となる不具合や障害がある

### よくある事例

- 開いていた机の引き出しに足をぶつけて転倒し、肘を骨折した。
- 床に這わせた LAN ケーブルや電源コードに、足を引っ掛けて前方に転倒し、負傷した。
- 深夜帰宅の際、庁舎出入口の電灯が切れていたため、段差に気がつかず、足を踏み外して転倒した。

### 管理監督者の方へ

上記に似た事例が、多くの職場で繰り返し発生しています。中には、思いのほか重傷になるケースもあります。日頃から職員が少し気を付けていれば、防げることも多く、そのような視点で改めて職員とも協力して職場の中を点検してみてください。例えばある学校では、教員が閉まっているガラス戸にぶつかり顔に裂傷を受けたことから、早速、目の高さにマークシールを貼ったという事例があります。



# 令和4年度の事例から学ぶ

## 重大事故になりかねない事例

- 1 体育館で、1階から2階に上り下りするための梯子出入口の穴が開いていることに気づかず落下してしまい、全治2ヶ月の下肢挫創等を負った事例
- 2 陶芸室で、陶芸用窯を使用した際に、送風口の開閉を忘れたため軽度の一酸化炭素中毒が発生した事例

### POINT

いずれも状況によっては、人命に関わりかねない事例です。個別の再発防止はもちろんですが、関係者で共有し、類似箇所を含めた総点検と注意喚起・再発防止の取組が必要です。

## 頻発する主な事例

- 3 学校の教室で、掲示物を高い所に貼る際、乗っていた脚立やロッカーの上からバランスを崩して落下し、足を骨折・捻挫する等の事例

### POINT

類似事例として、学校の用務職員が、木の枝を切り落とす際、梯子等から落下するケースがあります。作業は必ず複数で行うなどの対策が必要です。

- 4 通勤途上の駅の階段を降りていたところ、段がもう一段あることに気が付かず転倒したり、早歩きをしていてちょっとした段差に気が付かず転んでしまった事例

### POINT

通勤災害で圧倒的に多いのが、これらの転倒事例です。高齢になると、階段の段差は見極めにくくなりますし、急いていると、体が追い付かず思わぬところで転んだりします。時間と気持ちにゆとりを持って出勤しましょう。

- 5 その他、降雪時の転倒事故や、夏場を中心とした熱中症事例が、数多く発生しています。



# 基金都支部から各団体の皆様へのお願い

- 都内で発生する公務災害は、多様な事例が発生している一方で、類似の事例が繰り返し発生しています。
- 一つの自治体の中で公務災害が発生した場合には、その事例の内容や発生原因を、組織内で共有しましょう。例えば、施設の不備などが原因の場合には、類似の事態が発生する危険性のある個所について、組織を上げて点検し速やかに対応することで、公務災害のさらなる発生を防止する効果が一定程度あります。
- 既に、ある任命権者では、全体や各職場レベルで、具体の事例についてその内容や原因、再発防止対策や類似箇所の点検を求めることなどを関係組織に周知する取組を実施しており、また、別の任命権者では、事例が発生した部署の所属長が、安全衛生管理者に対して、「公務災害再発防止策報告書」を作成し、改善点や再発防止策を報告し、全庁的な公務災害の削減に努めています。
- 各団体におかれては、全庁レベルから各職場レベルに至るまで、このような取組をきめ細かく実施していただくことが重要です。
- 今後、基金都支部から、個別の事例について、公務災害再発防止の取組をお願いすることがあるかもしれませんが、ご協力をよろしくお願いします。



# 公務（通勤）災害の請求にあたっての留意事項

## ●災害発生時は、速やかに事実確認を行ってください。

- ▶ 災害発生時は、速やかに被災職員から報告を受け、又は現場に居合わせた複数の関係者から、事故状況（発生日時・場所、ケガの程度、災害の発生状況、加害者の有無等）を確認してください。
- ▶ 交通事故の場合は、単独事故を含め、速やかに警察への届け出をお願いします。

## ●速やかに医療機関を受診するとともに、次の点に注意するよう伝えてください。

- ▶ 医療機関を受診する際、窓口で「公務災害の手続を取る予定」であることを伝えてください。（共済組合員証は使用できませんのでご注意ください。）
- ▶ 認定請求に必要なため、初診日の入った診断書をとってください。

## ●公務（通勤）災害か判断に迷う場合は、所属にご相談ください。

- ▶ 過労やストレスを背景とした心・脳血管疾患や精神疾患の事例は、災害の発生と公務との因果関係の把握が困難な場合が少なくありません。  
このような公務上の災害か否か判断に迷う事例が発生した場合には、まず、所属にご相談ください。

## 公務災害・通勤災害にあったら

できる限り速やかに認定請求書を提出しましょう

提出の際は、必ず任命権者を經由してください。

### 地方公務員災害補償基金東京都支部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都庁第一本庁舎北塔 35 階

HP アドレス <http://chikousai-tokyo.jp/>

